



ぼったくり被害にあった学生さんがいます！ 年末年始の宴会シーズンは身をひきしめて！

先月ミナミの繁華街でしつこいキャッチセールスに遭い、セット料金で安くするからと言われてつい、ついについてしまい、ゲームと称して飲まされ高額な料金を請求されてしまったケースがありました。警察に被害を伝えに行ったものの、着席し提供されたものを飲んだ時点で契約合意とみなされるらしく、支払った金額を取り返すことはできないとのこと。今後は気を付けるようにと言われるだけだったそうです。キャッチには絶対についていけないことが大原則！言葉巧みな勧誘に惑わされず、くれぐれも気をつけてくださいね。



ぼったくりとは!?

法外な料金を請求され強引に支払わされること。
物品を高く売りつけること。

おもなパターン

1. 年末料金、席料など事前説明のない追加料金が加算されている
2. サービス料として法外な金額を上乗せされる(通常はホテルなどでも10~20%が一般的です)
3. おしぼり等の一般的サービスに高額な料金が設定されている

ぼったくりに気づいたら

1. 注文前ならすぐに退店を申し出て！
2. 同意のない注文・不当な料金請求は拒否！
3. 店内での様子を録画・録音しておこう
スマホのボイスメモなどを活用して、ぼったくりの証拠をなるべく確保しておくこと

被害にあってしまったら

- 警察相談室 #9110
- 大阪府消費生活センター 06-6616-0888
- 窓口検索は… 消費者ホットライン 188
- クレカで支払ったらカード会社に連絡
(被害届を出して返金される場合があります)

■20歳未満は飲酒禁止です。■コロナ下での飲酒は大学の方針に従って行なってください。

悪意あるイタズラで驚かせ、転んだ姿を 動画配信する大迷惑 YouTuber に注意！

大阪市内の繁華街でマネキン等のふりをして、近づく一般人にドッキリを仕掛け、驚いたリアクションを勝手に動画撮影して配信する心無い人が出没しています。小柄な人なら段差等でへたに転ぶと大怪我になりかねません。先日も観光客が負傷して被害届を出したそうです。大阪府警では情報提供を呼び掛けていますが、なるべく危うきに近寄らず…です。



客引き行為等禁止区域の声掛けは アルバイトでも行政処分の対象になります

特定の人に「お食事いかがですか？」など営業の客となるよう積極的に誘い勧める行為を客引きといい、高収入のアルバイト募集広告も多くみられます。

キタ・ミナミなどの繁華街では客引き行為等禁止区域が市の条例で定められ、雇用者ばかりでなくその行為者も氏名公表など処罰の対象になります。バイト探



しは慎重に、知人の紹介があったとしても怪しい仕事ははっきりと断る勇気を持ちましょう。